

第18回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年10月31日（金） 14時00分～16時20分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員： 14名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：17名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、太田委員、林委員、今井委員、西村委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、中島委員、清水委員

事務局：幡野、吉川、築島

傍聴者：2名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第17回会議録の確認について
3. 市民の声を聴く会について
4. 今後のスケジュール
5. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

ただ今より第18回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。
はじめに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

事務局にご連絡を頂戴いたしております本日ご欠席の委員さんのご紹介をいたします。第1部会では呉竹委員から欠席のご連絡をいただいております。第2部会では庁内委員の橋本委員、徳田委員から欠席のご連絡を頂戴しております。また、藤村委員から遅れるというご連絡をいただいております。第3部会では森島委員、中尾委員から欠席のご連絡を頂戴しております。

それでは、会議の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。めっきり朝晩冷え込むようになって、木々も徐々に色づいてまいりました。実りの秋ですね。われわれもいよいよ実りの時を迎えつつあります。

今日は、「市民の声を聴く会」についての打ち合わせが中心になります。今までわれわれがしっかり議論してきた骨子素案、もちろん皆さんそれぞれ自分の思いが100%そこに反映されているかということ、もちろんそうではないだろうと思います。本当はもう少しこうしたかったな、もっとここをこういうふうに分の思いを入れたかったな、というところはおありになろうかと思いますが、皆さんで議論してきたなかで、主張すべきは主張し、引込めるところは引込めて、何とか皆さんの大方の同意をいただいてこの案ができております。

この案をもっていよいよ、「市民の声を聴く会」に出かけていくわけです。まずは多くの市民の方に来ていただけるように、皆さんにはしっかり周りの方に、「ぜひ市民の声を聴く会に来て、ちゃんと意見を言ってくださいね」ということを宣伝していただきたいと思います。また、多くの市民の方からご意見をいただいて、われわれの骨子案を修正すべきところは修正して、もう少し体裁を整えて、市長さんに提言という形でお出ししていくということで、いよいよ収穫の時期、実りの秋が近づいてまいりました。最後のひと踏ん張りというところかと思いますが、これから寒くなりますけれども、体に気をつけていただいて、しっかり「市民の声を聴く会」を乗り切っていただきたいと思っております。

そういうことで、今日もいろいろとご議論することがありますけれども、議事進行にご協力よろしくお願ひいたします。

■ 2 第17回会議録の確認について

○委員長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。次第の2項目の「第17回会議録の確認について」であります。皆様のお手元にあらかじめ会議録が送付されているかと思ひます。全部で69ページという、すごい量の会議録で、読んでいただくのも大変だったかと思ひますが、あらかじめ事務局に修正をお寄せいただひているところをまずご紹介したいと思ひます。

31ページの委員のご発言の2段落目の最後の行のところでは、「託かってきました」を「託されてきました」に修正してほしいということでは。

34ページの2人目の委員の発言の6行目、「いろいろな部のなかの事業と自治振興会の事業がぶつかって」と書いてありますが、「いろいろな部のなかの事業と区の事業がぶつかって」に修正をいただきたいということでは。部というのは自治振興会

に設けられている部ですので、自治振興会のいろいろな部のなかの事業と区の事業がぶつかって、ということで修正をいただきたいということです。

少しとびまして52ページのいちばん上の委員のご発言の上から5行目、「そういうふうにしていただいたのでしょうか」は「ら」が抜けておりましたので、「そういうふうにしていただいたらどうでしょうか」に修正してください。

もう1カ所、60ページの2つ目の委員長の発言の冒頭です。「作業員会として」を「委」を付け加えて「作業委員会として」に修正をお願いします。

以上、4カ所、あらかじめ事務局に修正のご意見をお寄せいただいております。それ以外にお気づきの点はございますか。よろしいですか。

— 特に意見なし —

○委員長

では、特にご発言がないようですので、会議録は以上で皆さんに合意していただいたということで、これで公表していくことについて、ご異議はありませんでしょうか。

— 異議なし —

○委員長

ありがとうございました。

それでは、いよいよ本題に入っていくわけですが、その前に1点だけ、骨子案をつくる際にとりまとめの作業をしていただいております作業委員会から皆さんにご提案があるということでもありますので、承りたいと思います。

○委員

どうもご苦労様でございます。皆様方にお世話になった条文の部分につきましては、作業委員会で精査をしながら作業を進めてまいりました。その後、前回は大変時間を費やしていただいて遅い時間までご協議くださいましたけれども、最終的に作業委員会としてこれで了解できるかどうかということもございました。もう一度、1点だけどうしても皆さんにお諮りをしておかなければいけないところがございましたので、本日、作業委員会の私のほうから再度皆様方にご提案をさせていただきたいと思えます。

前文の、甲賀市自治基本条例を定めるのは誰かという、「日本国民として甲賀市自治基本条例を制定します」という、いちばん最後の部分につきましては、「日本国民として」という、ここの趣旨を生かすのに、この位置では唐突すぎて、国語的に文法上で前後の文章と整合性が取れないということです。前回、委員長から、時間の関係もございましたので折衷的な形で「日本国民として」という語句をいただいたわけですが、十分に検討する時間ありませんでしたので、この部分でどうしても整合性が取

れないということと、趣旨をより生かすために国語的にまとまるように文章をもう少し整えたらどうかということでございます。

具体的に、1つは、「まちづくりの指針として、そして日本国民として」と、「して」「して」となっているのですが、「して」というのは目的を意味しているのですけれど、「まちづくりの指針」と「日本国民」の目的が一緒になってしまって、国語的にこの位置ではなじまないというのが1点ございます。

もう1点は、国の法律をつくるのならば、日本国民としてつくるといえるわけですが、甲賀市の条例をつくるのに、日本国民としてつくるといえるのはあまりにも解釈が大きすぎて、甲賀市民の意思がそこで見えない。日本国民という大きな枠のなかでしか物事が捉えられないということで、これはあくまでも甲賀市の条例なので、「日本国民として」では意味を整えることができないということと、甲賀市民の誰がつくるのかといわれると日本国民というふうになってしまうのですが、外国籍を持った方も甲賀市民というふうに定義をされているので、ここはあくまでも参政権を持った甲賀市民が甲賀市自治基本条例を制定しますというのが前回の趣旨でございましたので、この趣旨を逸脱することなく、よりわかりやすく国語的に表現できる言葉ということで検討をさせていただきました。

今、皆様方に案をお配りさせていただいておりますが、現行と修正案がありまして、現行の「日本国民として」にアンダーラインが引いてあります。ここを整える形の文章化をしたいということで、修正案は、「そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み」、ここに「、」を入れて、「理想郷を実現していくために、基本理念や基本原則を掲げ」ここまでは条文は変わりありません。次のところから条文を整理させていただいています。「日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します」、こういう表現にしてはどうかというご提案をさせていただきます。

「日本国民たる甲賀市民」という表現ですが、この部分につきましてはあくまでも市民のなかの有権者ということであり、実は地方自治法のなかにも、選挙権を持った市町村民を表すのに、「日本国民たる住民」という表記があります。外国人の方ではなしに、参政権を持った市町村民ということが条文で謳われておりますので、それを参考にして、「日本国民たる甲賀市民」という形にさせていただきました。

「まちづくりの指針」という部分は、「最高規範」という言葉は使いませんが、この条例がまちづくりの最高規範となるようにという趣旨を生かして、「ここに崇高なまちづくりの指針となる」という言葉を入れました。「崇高な」というのは、尊く、気品があるということですので、このまちづくりの指針が最高級であるという形容詞を「崇高」という言葉であげて、これ以上の上はありませんよという、そういうまちづくりの指針であるということ国語上表すために、この言葉を使うほうがなじむのではないかとということで、「ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します」といたしました。

この1点について、趣旨を多くの皆さんにご理解をいただき、ご提案をさせてもらいましたのでよろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。ただ今、作業委員会からご提案がありましたが、いかがでしょうか。今までの「まちづくりの指針として、日本国民として」は、「として」「として」となっているのはどうもよろしくないということで、「日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる」というふうに言い換えようということです。「日本国民たる甲賀市民」というのは、市民といういろいろな市民がいるけれども、その市民のなかの日本国民という意味ですと、こういうご説明でしたが、いかがでしょうか。

○委員

前文の最後のところに「日本国民」という文言を入れないといけないということで入れていただいたわけですが、読んでみると、なにやら国語的に少しおかしいし、つながりもおかしいということで気になっていたところです。作業委員会から素晴らしい修正案を出していただきまして、私はこれで結構だと思います。

○委員長

ほかにご意見はございますか。

— 特に意見なし —

○委員長

それでは、ほかにご意見、ご発言もないようでありますので、今の修正を施して「市民の声を聴く会」に持っていく骨子素案としたいと思います。よろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございました。

■ 3 市民の声を聴く会について

○委員長

それでは、次第の3番目の「市民の声を聴く会について」という、今日の本題にまいるしたいと思います。

まず、「市民の声を聴く会」実行委員長からこれまでの経緯などをご説明いただきます。

○委員

第3回、第4回の実行委員会を開催しましたので、その報告をさせていただきます。

まず、骨子素案の概要説明、スライドについてです。第3回実行委員会にて事務局作成のスライドを見させていただいて、もう少し文字を大きくとか、写真を入れてみてはどうですかというさまざまな意見が出ました。そこで再度、事務局で作成していただきまして、第4回実行委員会で確認をしました。それを今日このあと見させていただきます。

次に、「市民の声を聴く会」の内容の確認をしたいと思います。目的の1つ目は、市民へ条例の骨子素案を伝える。これは市民にスライド、資料を見ていただきながら、われわれから説明をしていきます。2番目は、骨子素案に対する市民の声を聞く。あくまでも聞くスタンスです。市民の声をいただいたうえで、われわれから申しあげることが「ご意見として承り、後日みなで検討・相談させていただきます」ということです。個人的な思いや意見を述べる必要はありません。また、市民からいただいた意見は、市長への骨子案提言書とともに資料として提出されます。

開催日、開催回数、開催場所についてですが、各区長様と、各地域市民センターさんと調整して決定をしていただきます。それにて各グループで出席人数が少ない場合は、ほかのグループから応援に入るようにご協力をお願いいたします。開催日の都合が合わない方も出てこられると思いますので、そのへんは人数の調整をさせていただきますので、ほかのグループからの応援をお願いしたいと思います。

内容に関しては、先ほど担当を決めていただいたと思いますので、ここは省かせていただきます。その他の役割ですが、当日は受付2名、会議録作成は各地域市民センター長さん、写真係は事務局さんにやっていただきます。

「その他」の1番目、骨子素案以外に市民へ意見を聞く内容です。条例の内容がまだ決まっておらなかったため、「この条例の名称」と「ます・です調の表現」、「項目で何か抜けていないか」というところを、骨子素案以外にも市民に聞いていただきたいと思います。

2番目、司会の方ですけれど、司会も基本は口述書を用意してくださっていますが、市民の意見を拝聴するときに、同じようなことを何度も発言される方がいらっしゃると、ほかの参加の方の意見をもらえなくなりますので、司会の方に取り仕切りをお願いしたいと思います。

3番目、外国人や障がい者の方への対応ということですが、今回の「市民の声を聴く会」では、準備などもありまして時間の加減でそういうことはできないので、市実施のタウンミーティングなどで対応させていただきたいと思います。

4番目、テーマ型を主とした市民の声を聴く会の開催ということですが、開催場所は各地域市民センター以外に、この4番目のテーマ型を主とした会を開くということになります。日程はもう決まっております、12月1日月曜日の2時から4時まで、開催場所はサントピア、この場所になっていますが、もしかしたら開催場所を変更す

る場合もございます。テーマ型の団体さんがたくさんおられると思いますが、各地域市民センターでの開催に来ていただくことも可能です。

最後に、甲賀市自治基本条例は市民のための条例、そして市民が加わり策定してきた条例です。それゆえに、「市民の声を聴く会」は私たち市民委員が中心となり進行していきたいと考えております。市民の皆さんが気軽に参加いただけるよう、また、より多くの市民の方々にこの条例を知ってもらえるよう、私たち市民委員が呼びかけ、働きかけていきたいと思っております。庁内委員さん、事務局さんにサポートをいただきながら、皆さんで分担しあって負担なきよう進めていきたいと思っておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

ありがとうございます。「市民の声を聴く会」実行委員長からこれまで実行委員会で議論・検討してきていただいた内容のご説明をいただきましたが、これにつきまして皆さんからご質問とか、ここを教えてくださいということがあればお願いします。

○委員

今日いただきました実行委員会報告書の目的の②のところは、あくまで「ご意見として承り、後日みなで検討・相談させていただきます」となっていますが、単なる質問的なことでしたら回答してもいいのでしょうか。といいますのは、庁内委員が想定問答集をつくっていただいています。このことについて、よろしかったらご紹介をお願いします。

○委員

私がつくったのは質問のほうだけで答えはまだつくっていないのですが、以前、鈴鹿市でつくられた資料を見ますと、「市民の声を聴く会」においていろいろな質問が出ています。それと甲賀市の「市民の声を聴く会」とリンクさせて、例えば「自治基本条例って何ですか」と聞かれたら、どう答えましょうとか、「なぜ今つくるのですか」だったら、どう答えるのかとか、「つくったらどう変わるのですか」という素朴な質問とか、いろいろな質問が出るのではないかとということで勝手に質問集をつくってみました。一度事務局と相談して、その受け答え等を確認して全員で共有できたら、もし当日簡単な質問が出たときに市民にもわかりやすく説明できたり、あるいは自分たちも共通の認識のもとでそういう説明ができるということで、あったらいいなと思って考えてみたところです。

単に「持って帰って検討します」というのではなくて、その場で答えられるものであれば、「こういう考えでこういうふうにやってみましたが、それについてはどう思われますか」という切り返しもできるかもしれませんので、ご活用というところも含めて検討していただけたらと思っています。以上です。

○委員長

「市民の声を聴く会」実行委員会でも、想定されるような質問についてはどういうふうに答えましょうという想定問答的なものはつくっていかないといけませんねという議論はありましたか。

○委員

はい、ありましたので、委員につくっていただいてありがたいですし、だいたいこんな質問が出るのではないかというのをピックアップして、それにどう答えたらいいかというの、どこの開催地でも同じ回答にしようということで準備はしていただく予定でございます。

○委員長

ということで、委員がおつくりいただいている想定質問集があるようですから、それは実行委員会で、こういうふうに答えましょうというのを事務局とも相談しながら検討いただいて、皆さんにお配りする、こういう段取りでいきたいということです。

ということですので、全部聞くだけで何もお答えしないという、木で鼻をくくったような対応ではなくて、お答えできるものについては、例えば「これまで何回ぐらいやってきたのですか」とか、そういうことは答えられると思いますのでお答えいただいて、ただ、「こういうふうに直したらどうか」というようなご意見については、「直します」と、その場で皆さんが責任を持って答えることは難しいと思いますので、「そういうご意見もあるのですね。では、それを直すかどうかというのは今後皆さんでもう一度検討したいと思います」というように答えていただきたいということです。

ほかにご質問はございますか。

— 特に意見なし —

○委員長

まだイメージが湧かないという方もおられると思いますので、今日は、司会の方、趣旨説明をされるリーダーの方、そして実際の条例の中身を説明する方、この役割分担は地域ごとに決めていただいたと思いますので、それぞれの人が実際に当日どんなことをお話すればいいのかというデモンストレーションを事務局にやっていただきます。スライドもすでに用意されていて、こんなふうに当日は司会進行、説明をしてもらったらどうだというのをやってもらいますので、それを皆さんに今から見ただいて、こういう役割があるのかというの、も自覚していただいて、そのうえで、ここは直したほうがいいのではないかと、ここは聞いていてわかりづらかったということ、後ほどご意見をいただければと思います。では準備をしていただいて、今からデモンストレーションをしたいと思います。

○事務局

司会、リーダー、スライド担当、3つの役を設けデモンストレーションを行いたいと思います。先ほど骨子素案の一部を修正していただきましたが、その前の状況になっておりますので、その点はご了承いただきたいと思います。

○事務局

始めさせていただく前に、お手元の資料の確認をお願いします。このスライドで説明をさせていただく際の資料ですが、グループ表の次にレジュメがあります。A4判1枚ものの「『(仮称)甲賀市自治基本条例骨子素案について』市民の声を聴く会」、これを共通の次第にしたいと思っています。あくまでも案ですので、ご意見があったら修正したいと思います。それから右肩に「市民の声を聴く会資料」と記載している「(仮称)甲賀市自治基本条例 骨子素案」です。解説の部分を除く四角で囲ったところだけを抜き取った条文のようなものです。そして今日スライドでお示しをさせていただく資料をカラーで印刷しております。その3点を用いてデモンストレーションを始めたいと思います。

当日、市民の方に説明する際にお渡しする資料は、次第と、解説部分のない、四角で囲った条文のようなものを考えています。それではデモンストレーションを始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(司会)

定刻になりましたので、ただ今から「(仮称)甲賀市自治基本条例骨子素案について」の市民の声を聴く会を開会いたします。

本日の進行をさせていただきます甲賀市自治基本条例策定委員会委員の〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、はじめに、△△委員からごあいさつを申し上げます。

(リーダー)

皆さん、こんにちは。甲賀市自治基本条例策定委員会委員の△△と申します。本日はお忙しいところお集まりくださり、ありがとうございます。

さて、「自治基本条例」というものは、市の運営全体に関して、その理念、原則、制度など「自治の仕組み」や「まちづくりの基本ルール」を定めるものであります。

これから、スライドでご説明いたしますが、その前に、甲賀市自治基本条例策定委員会が発足した経緯ならびに市民の声を聴く会の開催趣旨について、簡単にご説明いたします。

この委員会は、市長から、まちづくりの基本となる考え方や市民参加の仕組みなどを審議してほしいという依頼を受け、学識経験者、関係団体の代表者、公募で選ばれた方など、計14人のメンバーで構成されています。

私たち市民がこの条例の策定に関わることで、今後、条例が市民みんなに活用され、さらに、今回の策定作業を通じて市民協働の気運を高めていきたいという市の想いを受け、これまで18回にわたる会議を開催してまいりました。

甲賀市をもっと住みよい、もっと暮らしやすいまちにするために、私たち、自治基本条例策定委員会のメンバーは、市がこれからつくろうとしているまちづくりの条例について、こんな内容の条例をつくってほしいという想いをこのたび、骨子素案にまとめました。

市長へ骨子案を提出する前に、各小学校区を中心に「市民の声を聴く会」として、意見交換会を開催し、広く市民の皆さんの意見を反映した内容にしたいという考えから開催をさせていただいております。

この後、出席している委員からご説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければありがたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。なお、本日の会議は4時に終了とさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、(仮称)甲賀市自治基本条例骨子素案についてご説明をいたしますので、お手元の骨子素案の資料と前に用意していますスライドをご覧くださいと思います。

準備はよろしいでしょうか。

— スライドで説明 —

(司会)

ありがとうございました。

それでは、これからご感想、ご意見等を承りたいと思います。なんでも結構ですのでお伺いしたいと思います。

○事務局

こういう流れですが、ここで司会の方に意識していただきたいのは、まだ決まっていないこの条例の名前についてご意見をいただきたいということ。それから今は皆さんにわかりやすいようにということで「です・ます調」の文言になっていますが、「です・ます調」がいいのかどうかということの確認です。もう1つは、何か抜けている点がないでしょうかということです。この3点について、自然発生的に質問があればいいのですが、何も質問がなければ、司会の方が意識的にこの3点、条例の名前、ます・です調、項目で抜けていることがないか、ということをお尋ねしていただきたい

と思います。

ご質問、ご意見、ご感想がいろいろ出てくるとは思いますが、お一人にご質問が集中してしまう、あるいは同じようなことを何度もおっしゃってしまうと、ほかの参加されている方のご意見を聞く場面をなくしてしまいますので、司会の方には、「では次、違う方のご意見はどうですか」ということで、その場を取り仕切っていただくようお願いしたいと思います。

それなりに皆さんのご意見が出たとして、「それでは、限られた時間で、言い尽くせないこともあるとは思いますが、閉会の時間が近づいてまいりましたので、申し訳ございませんが、最後にご意見、ご感想のある方お一人とさせていただきたいと思います」ということで、規定の時間を守るような進行をしていただきたいと思います。

最後の方の発言が終わりましたら、「皆さん、大変ありがとうございました。この度、皆さんから非常にありがたいご感想、ご意見を伺うことができました。本日いただきましたご意見、ご感想につきましては、全体会に持ち帰って検討したいと思っております。それでは最後に、閉会のあいさつを△△委員から申しあげます」となって、閉会のあいさつを終えて、「お忙しいところ、ご参加くださりありがとうございました。お忘れものないよう、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました」。こういう流れで思っております。ひととおり終わりましたので、ご意見等をいただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。今、事務局からお話をいただきました。だいたいスライドの説明が全部終わると、そこまでで30分ぐらいですね。今、だいたい原稿に沿って読んでいただきましたが、皆さんそれぞれ司会、スライドの説明の係、リーダーの方は、この原稿に沿ってお話をいただければよろしかろうということで準備をしています。ここまででお気づきの点などがあればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

時間の制約があって、司会の方が時間経過を見ながら、「最後に1つの質問」ということで締められるわけですが、意見とか質問がどんどん出て時間がとても足りない場合、「最後に1つの質問」といって多数の方が手を挙げられたときも時間の延長は一切しないとすれば、そういう意見をお持ちの方は、「市民の声を聴く会」は別の場所でも開催されますので、そういう場所で意見を述べるのか、あるいは12月末までに直接、事務局へ意見を、電話でも口頭でもいいので寄せられるような機会を設けるのか、どういう形を取るのか、そのへんを確認しておきたいのですが。

○委員長

幸いにして多くの方からたくさん意見が出てきて、とても終了時間で締まらないというぐらい挙手があった場合にどうするのかというご質問でした。そこまで考えていなかったというか、たくさん意見が出ればいいけれど、逆に意見が出なかったらどうしようというぐらいのことを考えていたので、まだ何も実行委員会では話をしていませんので、私から提案をさせていただきます。例えば紙を用意しておいて、「もしご発言しきれなかった場合はこれに書いてご提出いただいてもいいですか」というようにするという方法もあります。後日、事務局へという、きつとお出でいただいている方も面倒だと思うので、その場で書いて出していただくということもありかと思うのですが、いかがでしょうか。これはここで、皆さんでどうしましょうかということ相談していただいたほうがいいかもしれません。その場で全員が意見を言い尽くされていればいいと思いますが、幸いにしてたくさんの方が関心を持って多く意見を寄せていただいた場合にはどうしましょうかということですが。

○委員

今、委員長がおっしゃったように、ペーパーで出していただくというのは大変いいと思いますが、ただ、それだと時間内に書いて出せるかという問題があると思いますので、提出していただくのは翌日でも翌々日でもいいと、それも市民センター長へ出せばいいということまで許していただけるなら、私はそれがよろしいのではないかと思います。

○委員長

センター長さんにお出しいただくと、それもその日その場でという書ききれない場合もあるので、翌日、翌々日ぐらいまで時間を設けるという形ではどうだろうかというご提案です。事務局に伺いたいのですが、センター長さんにそういうところまでお願いすることは可能ですか。

○事務局

書いていただいたものをこちらへ届けていただくことは可能です。

○委員長

では、それはお願いするということで、もし言い尽くせないぐらいたくさんご意見があった場合には、紙に書いていただいて、後日それを市民センターのセンター長さんにお渡しいただいて、それを事務局に寄せていただく、こんなやり方でよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

特に異論もないようでありますので、多くの方からたくさん意見があるという場合にはそのように対応させていただきます。

○委員

逆に意見が少ない場合も想定しまして、この用紙を用意しておいて、もし時間が余った場合はそこに書いてもらおうとか、もしくは手を挙げて発言できない方もいらっしゃるかもしれないので、そこに書いてもらうようにするのもいいかと思います。

○委員長

あらかじめご意見用紙をその場で配っておいて、もちろん挙手でご発言いただける方はその場で挙手してご発言いただければいいけれども、そういうのがあまり得意でない方はその場で書いて帰りに提出いただくという形で意見を寄せていただくのもありだと、そういうふうにしてはどうだろうかというご提案ですけれど、よろしいでしょうか。

○委員

結構です。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございます。

○委員

今日の説明のスピードでいきますと、手元資料もなく、画面に非常に細かく文字が出るだけでは本当に理解できるのかなと思うのです。「もう理解しているから早く終わったらいい」ということであればそれでいいですけど、理解してもらおうと思うと、今のスピードで、スライドだけで、手元資料なしというのは、手元資料を渡すのは賛成ではないのですけれど、そここのところの工夫がいるのではないかと思います。

○委員長

この資料は配られますよ。

○委員

最初の説明はありますけれど、あとは画面だけでしょう。今のスピードでは、恐らく聞いている方は質問もできないと思うのです。

○委員長

今のところお配りする資料としては、今日皆さんにお配りしている骨子素案のなかの四角で囲われている条文の部分だけです。説明書きが付いていない骨子素案と次第、これだけを当日お配りしようと実行委員会では考えていただいております。

○委員

以前に市の説明会で、スライドだけで手元資料なしというときがあったのですが、終わって解散したあと、聞いていた人から、さっぱりわからん、画面が消えて質問することもわからん、こんな意見が出ました。そのような二の舞にならないように、そのへんは検討してもらいたいと思います。

○委員

資料は当日来られたときに渡されると思うのです。そうすると条文自体を読んでおられない方がスライドで説明だけを聞くことになるので、条文を読んでないのに説明だけ聞いたら余計にわからないのではないかと思います。そのへんはよく考えないといけないと思います。条文をつらつら読んでいても、もっとわからないかなとも思うのですけれど。

○委員長

そのへんに関して実行委員会ではこのように考えていましたという経過の説明をお願いしてもいいですか。

○委員

まず、骨子案のみをお渡しして、スライドのほうは渡さないのかというご質問があったのですが、スライドの部分も最初はもっと書いてくださっていたのですが、今はこれだけの簡潔したものにしました。

○委員

渡さないということではなく、この説明のスピードでは画面だけで理解してもらえないのではないかと、そういう心配があるから検討してもらいたいということです。

○委員

もう1つのご意見は、先に条文を読んでいたほうがわかるのではないかとということです。

○委員

条文をもらっても読みもしないうちにスライドだけ見たのでは、わからないのでは

ないかということです。

○委員

申し込みを取って、その方に先に渡せばいいのではという意見もあったのですが、それもなかなか難しいということでした。委員のご意見は、渡してから読む時間を取るということですね。8時から始まるとして、15分ほど読んでおいてくださいと。

○委員

そこまでは考えていませんが、スライドだけ見てもわからないと思うのです。

○委員

実行委員会でも、条文を読まないで、いきなりスライドを見てもわからないのではという意見があがっていました。ですので、まったく見たことがない市民の方にわかっていただく方法を皆さんに教えていただければありがたいです。

○委員長

わかりにくいのではないかというご意見は今いただきましたが、実行委員会としても、どうやったらわかりやすくなるのかというところで悩んでいる部分もありますので、今日は事務局のご説明とスライドでやってもらいましたが、もっといい方法があるのだったら逆に教えていただきたいと思っておりますので、皆さんからご意見をいただければと思います。

○委員

この「市民の声を聴く会」は条例の条文を検討してもらう会なので、これまでのものとは違うのです。今までタウンミーティングとかで甲賀市民の意見を聞くときは、こういう制度をしますので皆さんに周知徹底をするために意見を聞くというので、例えば自治振興会の制度をつくる時もタウンミーティング等をしてきたのですが、今回はじめて条例の条文を検討してもらわないとだめなのです。自治基本条例をつくることを検討してもらうのではないのです。骨子案ではありますけれども、条文の一言一句を検討してもらわないといけない会なので、その条文を検討する時間と条文の内容が熟知できないまま「市民の声を聴く会」をした場合に、そこに不満や不安が集中して、条例をつくるどころではなくて、こんな方法はどうなっているのか、おかしいじゃないかという形ばかり先行することになってしまいます。

しかも、これは条例の条文ですので、例えば議会でしたら召集日の3日前に告知されるので3日前に議案書が議員本人に送られて、全員協議会があって趣旨説明を受けて、次に常任委員会に付託されて、常任委員会から今度は本会議で議決される。議会でもこれだけの手続きを取って条例を制定していくわけです。それを今度は一般市民

の方に、いくら条例の骨子案といえども一言一句成り立っているものを、議会以上に短い時間のなかで、それも専門的に熟知されていない方に聞くわけですから、これは非常に難しいのです。いちばん大事なところのご質問をいただいたと思います。この手法を間違えると、今まで皆さんが何回もこうして昼夜問わず議論していただいたことが無になってしまう可能性があるのです。

条例の一言一句を市民の皆さんに検討してもらおう会が「市民の声を聴く会」であるというのは確かですが、例えば区長さんとか組長さんとか各種団体の役員さんとか、法務に長けている人ばかりが来ているわけでありませんので、それを限られた時間のなかで検討していただいているのか悪いのか、それから質問するだけの内容をそこで開示できるかどうか、ここがいちばん難しいのではないかと思います。

これを先にしようと思うと、先ほどお話があったように、事前に来られる方に資料を渡すということですが、誰が来られるかわからないわけですから、逆に、来られた方にすぐ渡さないとしようがない。しかし、例えば開会の1分前、2分前に来て、これをもらって、はい、始まりました、どうでしょうかといっても、いくら専門家でもこれは無理です。そこの不満が先に出て、そちらの質問のほうが多くなるので、できれば始まる前に少し時間を取って、まずこれを読んでもらう。それは10分なのか15分なのかわかりませんが、その時間は最低限必要だと思います。そうでないと、今初めて見たのに、それで意見を聞かれても出せるか、というのが共通した意見になると思います。それを超えていかないといけないので、まず10分か15分、先に読んでいただく時間を設けるということが大事だと思います。

○委員長

今、会が始まる時に10分なり15分なり、骨子素案に目を通していただく時間を設けてはどうかというご提案がありました。ほかに皆さんのほうから、こういうアイデアもあるよというのがあれば出していただければと思います。

○委員

今の案は、資料を事前に渡すということですか。

○委員

いえ、当日、会が始まって10分か15分間、読んでもらう時間を設けるといことです。

○委員長

事前にお渡しをする術はなかなかないのではないかと思います。実行委員会で考えてきてもそうですから、例えば「市民の声を聴く会」をやりますというのを告知して、市のサイトに自治基本条例策定委員会のホームページがありますから、そこに骨子案

が載っているのので、それをあらかじめダウンロードして見ておいてくださいといえ、関心があって行こうと思っている人はもしかするとそれを見ることはできるかもしれない。あるいは各地域市民センターに置いてあるということも告知して、そこへ行けば閲覧できますといったら、関心がある人は見ることは可能ですが、それにしても大方の人は事前に何もご覧にならずにお出でいただくことになるだろうということ、会場で当日、目を通していただく時間を設けたらどうかということです。

○委員

お話いただいたとおりだと思いますが、その前段階として、自治基本条例とはなんぞやという話があるのではないかと思います。先ほどもリーダー役の方が趣旨を説明してくださったのですが、聞いているだけで右から左に流れてしまって、私もどういう趣旨かなというのを聞いていたのですけれど、もうひとつ理解できないまま説明に入ったというような部分があるので、自治基本条例というのはこういうもので、こういう趣旨でつくりますというのが1枚でも資料としてあれば、こういうものができるのだなというところをまず理解してもらって、その次に今お話いただいた、それに基づいて条例としてこういうことを文章として考えていかなければいけないのだなということを頭の中に置いてもらって説明に入るといって、もうひとつ前からいかなければいけなかなと、今お話を聞きながら思いました。

○委員長

ありがとうございます。おそらく自治基本条例策定委員会自体は、市として自治基本条例をつくり、それを検討してもらいます、という市の方針が決まっているうえでわれわれは呼び集められたというか、公募された方も含めてですけど、この会議ができあがっているの、自治基本条例をつくることありきで参加をしている部分があるの、その立場で自治基本条例とはなんぞやという説明をするのがいいのかわか、策定委員会の市民委員としてそこを説明するのはどうなのかという議論も実行委員会のなかではあったのですが、ただ、今おっしゃるように、市としてとか、自治基本条例とは何かというところがないと、ずっと話が入ってこないということもあると思います。

例えばこの委員会を始める前にそもそもこの委員会の委員の募集をかけたときに、市の広報とかにそういうのが載っていますから、それを改めてコピーして、こういうことでスタートしています、市としてはこういうつもりでこの会議を立ち上げましたというのを市の資料としてお配りして、「こんなことでわれわれは始まったのです」という説明をするというのはありかもしれないですね。そんな資料だったら事務局も用意できると思いますから、それはまた実行委員会で考えることにしましょうか。

○委員

今、他の委員さんがおっしゃったとおりだと思います。ここに鈴鹿市まちづくり基本条例と一宮市自治基本条例の冊子があるのですが、これは市民の皆さんにこういうものができましたよということをお知らせするものです。今回も「市民の意見を聴く会」を開きますという案内を出すと思うのですが、なぜ自治基本条例をつくろうとしているのかとか、これができると皆さんにどういう影響が及ぶのかとか、そういうのを簡単にわかりやすくまとめたお知らせ版のようなものを配らないと、たぶん「市民の声を聴く会」に行くこと自体ハードルが高いと思います。

今、委員長がおっしゃったような広報に載せたものもそうですし、鈴鹿市とか一宮市のようなわかりやすいリーフレットをつくって、そこに条文の案としてこんなものが考えられていますというものをに入れて、ページ数は少し多くなるかもしれませんが、それを事前にご覧いただいておりますようお願いいたします。

たぶんその地域でご案内していただくときに、区自治会の役員さん、自治振興会の役員さん、その地域にお住まいの各種団体の長とか、おおむねターゲットを絞って案内されると思いますので、そういう方には事前に配付して、飛び込みで来られた方には、会が始まる前にご覧いただけるように、できるだけ早い時点でお渡しするとか、そういう工夫をしたらどうかと思います。

○委員長

事前に、来られそうな方というか、ターゲットになっている方には資料をお配りしておいたらどうだというご意見ですね。そのへんはそもそも、日程の調整も含めて、いつどこでどう開催するかというのが市民センターとの間で調整がついていないところもあって、どうしようかと実行委員会でも悩んでいたところです。

事務局としてはどうですか。委員がおっしゃったようなものを事前にお配りすることは、スケジュール的に可能でしょうか。

○事務局

開催案内とかチラシみたいなものをつくって地域に配付というか、組で回覧してもらったり何なり何なりの形の広報手段としてのチラシは必要だと思っています。今のご意見は、そのチラシのなかに、なぜ自治基本条例が必要なのかということと、できれば骨子素案まで書けるといけばいいのではないかというお話だと思います。それをすべて書こうとするとA4判裏表では無理ですが、A3判二つ折りぐらいで何とかいけると思いますので、そういう事前告知リーフレットみたいなものをつくるという感じだったら、開催日だけ抜いた統一的なチラシを作成することは可能かと思っています。

○委員長

それは予算的にも、各戸配付できるぐらいの感じでしょうか。

○事務局

A3のチラシを印刷して、どういう形で配付するかわかりませんが、各戸配付することは、予算的には大したことはないと思っています。

○委員長

わかりました。では、そういう形で事前に市民の皆さんにお知らせをするということを工夫しましょうというご意見でありますので、実行委員会でこういった形の資料にするか検討させてもらって、当日「市民の声を聴く会」に来て、いきなり資料を見るのではなくて、各家庭にあらかじめ骨子素案が配られて、小さい字にはなりますけれども、関心のある方は目を通したうえでお出でいただけるような形にできるように検討していただくということにしましょうか。

— 同意 —

○委員長

ほかにご意見はどうでしょうか。

○委員

スライドのなかでちょっと気になったのですが、2枚目のスライドです。私たちは委員として市長から委嘱を受けたのですが、この委員会には市役所の職員の方もおられます。下に「連携」と書いていますが、どちらかというと合同ですね。私たち委員14名でこうやって骨子素案をつくりましたという説明がありましたけれど、これはちょっと違うと思います。市役所の職員の方も同じレベルで議論していただいたのですから、ここの委員のところは、市長から委嘱を受けた委員14名と市役所職員委員22名としてもらって、全部で36名でつくりましたというのが事実ではないでしょうか。

この感じだと、市長から委嘱された人が主になってやって、時々、市役所の作業チームの人と連携して決めたような感じだから、これは本来の姿ではないので、36名全員でつくったというのが本当のことですから、そのようにしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○委員長

今のご意見を絵に描いてみますと、「策定への取り組み」というタイトルであります。そもそも上下ではないのかもしれないですけど、この下にこうあって、市長から委嘱された市民の委員会と庁内作業チームが合同で会議をした。そんな感じにしたほうが実態としては正しいのではないかと思います。

○委員

市役所職員委員という形にしてもらいたいと思います。チームというところがちょっと感じが違うのです。みな委員ですから委員としてもらったほうがいい。

○委員長

そうですね。市民の委員のほうは自治基本条例策定委員会の委員として委嘱されているけれど、庁内の委員の人たちは別の名称ですよ。策定委員会ではないですから、正式名称をどちらも書いてもらって、図にするとこういうイメージですね。ということで皆さんどうでしょうか。

○委員

それは委員として対等の立場にいるということですね。

○委員

そうです。合同でやったということをアピールしないと、この図だと別の感じになりますから。

○委員長

この図だけだと、庁内作業チームは策定委員会の外のほうにいるという感じですから。実態としては合同でやってきたので、これでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

では、そこは修正をしましょう。

ほかにお気づきの点とか、ここはどうだろうかとか、あるいは不安もいろいろあるかと思いますが、ご発言があればお願いします。

○委員

説明のところで、3番の「外国人や障がい者への対応」は、「市実施のタウンミーティングなどで行う」と書いてありますが、具体的にどういう形で行うのか、お知らせ等はどういうふうな形を取るのか教えていただけますか。

○委員長

第3回、第4回実行委員会報告書の裏面の話ですね。「外国人や障がい者への対応」、これはより正確にいうと、外国人でも日本語のわかる人は別にいいのだけれど、日本

語力が十分でない方とか、障がい者でも足が悪い人は来られると思うのだけど、聴覚障がいとか視覚障がいで見たり言葉を聞いたりの説明に対応できない方、そういう方たちへの説明については残念ながらわれわれでは対応しきれないので、市実施のタウンミーティングなどで行ってもらおうというのが実行委員会の案です。

市としてタウンミーティングやパブリックコメントをどうしていくかというのは、4枚目のスライドの、「市民の声を聴く会」が③で、⑥にタウンミーティングを市として実施するというところですが、市としてどういうふうに行われる見込みなのかというのは、実行委員会に質問されても答えられないと思うのですが、事務局として、こんなつもりですよとか、こういう形で聴覚障がいの方や視覚障がいの方、あるいは日本語がよくわからない外国人の方に対応していきたいと思っていますというのがありますか。今の段階では難しいでしょうか。

○事務局

今考えておりますのは、タウンミーティング等につきましては、当然、手話通訳者や要約筆記者と一緒に会場に入らせていただいて対応していきたいと思っています。外国人の方への対応ですけれど、最近は多言語化が非常に進みまして、英語だけではなくポルトガル語とかタガログ語とかいろいろな言葉が増えています。ひらがなだったら読める人もおられると聞いていますので、素案ができあがった段階で当然ふりがなを付けないといけないと思っています。外国人の方への対応については、どのようにしていくかというのは検討課題かと、今お聞かせいただいているところです。

○委員長

聴覚障がい・視覚障がいの方については手話通訳とか要約筆記とか、どちらも聴覚障がいの方への対応ですけれど、視覚障がいの方についてもどうするかを考えていただいて、外国人で日本語力が十分でない方についてはとりあえずルビ付きの資料をつくるということまでは検討いただいているということですが、すべての言語に対応することはおそらく困難だろうと思うので、そのへんについては今後の課題で今検討していただいているというお答えでしたが、よろしいですか。

○委員

タウンミーティングはどのようにされるのでしょうか。

○事務局

これにつきましては市で、場所は市民ホールになろうかと思うのですが、市全体で、条例素案ができた段階で皆様に条例についての説明を改めてさせていただくということで、そこでもう一度意見等をお聞きしたいと考えています。それをお聞きしてから条例案の決定をして議会に上程していくという流れを考えているところです。

○委員

お知らせは各障がい者の方に届くのですか。

○事務局

市の広報とか、市の広報媒体をすべて使って開催告知をさせていただこうと思っています。

○委員

ありがとうございます。

○委員

先走ったことを聞くことになるかも知れませんが、実行委員会の報告書の「目的」の最後に、「市民からいただいた意見は、市長への骨子案提言書とともに資料として提出されます」と書かれています。本日の会議次第の「今後のスケジュール」を見ますと、3月中旬に市長へ骨子案提言書を提出するということですが、先ほど委員長が、市民からいただいた意見については条例策定委員会のなかで討議するようなことをおっしゃったと思うのです。12月末までに「市民の声を聴く会」を開催し終えて、第19回あるいは第20回の会議で、市民からいただいた意見に対する意見を策定委員会のなかで付け加えるのかどうか。「市民の声を聴く会」で出た意見はそのまま提言書に付けて出すのではないかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○委員長

これは今後のご相談の部分ですけれど、どれぐらい多くの多様なご意見がいただけるかにもよると思うのです。本当に多種多様、多岐にわたるご意見が出てくるのか、それとも何か所かで開催してもだいたいどこでも出てくる意見はみな一緒でしたよという形になるのかは、蓋を開けてみないとわからないところもあるわけです。

とりあえず12月末までに「市民の声を聴く会」をやります。そこでいただいた意見を全部集約して事務局でとりまとめていただいて、同じような意見ばかりだったということになるのか、いろいろな意見があったになるのか、それはまとめていただくわかるわけです。それを1月26日の会議で皆さんにお見せします。ものによっては、これはこういうふうに対応しますと、すぐにその場で答えが出せるものもあると思います。それから、これは難しい、どうしようと、そこでみんなで考えなくてはいけないものも出てくると思います。その仕分けを1月26日にします。

もし多岐にわたっていて全部を議論しきれない場合には、恐縮ですが、作業委員会を設けて、いただいた意見について策定委員会としてはこのように対応していきますという原案をつくっていただいて、そのうえで2月18日に皆さんで最終的に、

市民の声をいただいて、ここの部分についてはこう直そうか、この部分については、市民の声をいただいたけれどもわれわれとしては対応できない、というような形で、それを受けてどう動いていくかということを決めていくのかなと思っています。

提言書については、もちろん最終的にこの策定委員会で固めた骨子案が提言書の本体ですけれども、そのほかに資料としては、これまでわれわれは20回会議をやってこんな議論をしてきましたという本体の会議の会議録だけではなく、部会、作業委員会、「市民の声を聴く会」実行委員会、それぞれの会の記録も付ける。それから「市民の声を聴く会」ではこんな意見がありましたというのを、提言書のなかに資料として生の形の声も付ける。なお、それを受けてどう対応したかという最終的なできあがりの骨子案が本体にある。そんなイメージで今のところ考えております。

今のご質問に対しては、「市民の声を聴く会」でこういう意見がありましたというのはそのまま資料として付けますが、それと同時に、それを受けて、対応できる部分についてはそれを反映させた形で骨子案が本体としてできあがる。こういう内容でいきたいなど、スケジュールのご提案としてはそんなことであります。

○委員

わかりました。

○委員長

次第の4番目の「今後のスケジュール」の話になっていますが、その前に、「市民の声を聴く会」については、どうでしょうか。

○委員

甲賀市自治基本条例が市民の皆さんのためになる条例であれば、先ほどから皆さんがおっしゃっておられるように、全戸配付するぐらいの心構えがないと、この自治基本条例、まちづくり条例は市民の皆さんに理解されないと思うのです。回覧とかおっしゃいましたけれど、あとで市民の皆さんから文句が出ることがないようにと考えますと、全戸にこれを配付する。そして日程を書く。できれば11月15日の「広報あいこうか」に入れていただくと、12月の「市民の声を聴く会」には間に合うだろうと思います。中途半端なやり方だったら絶対に文句が出ますから、これをしておけば、誰一人文句は言わないと思います。いかがでしょうか。

○委員長

先ほど事務局から説明がありましたように、A3判1枚ぐらいであればつくれるということでしたので、全戸配付する方向で実行委員会として早急に検討をしていただきたいと思います。

○委員

15日に間に合うようにお願いします。

○委員

スライドについてですが、スライドの10番目の「甲賀の歴史と風土」の真ん中にあがっている写真は、今現在は甲賀寺跡という形で認定されておりました、紫香楽宮というのは私どもが今住んでおります宮町というところがございます。甲賀市教育委員会が「よみがえれ紫香楽宮」というタイトルでDVDを作成されて、かなり前から発信しておられます。そこにイメージとしての紫香楽宮がつけられておりますので、できればこの真ん中にあります写真の甲賀寺ではなく、そのイメージとしての紫香楽宮に差し替えていただきたいと思います。皆さん方のご了解をいただいたうえで差し替えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

今スライドにあがっている写真は、紫香楽宮ではなくて甲賀寺跡だというのが通説になりつつあるということなので、前文の紫香楽宮の説明の写真としては不適切であり、紫香楽宮のコンピュータグラフィックのものがあるので、それに差し替えてほしいというご発言でした。それは皆さん、よろしいですね。

— 同意 —

○委員長

では、ご指摘いただいたとおりに修正を事務局にさせていただきます。

○委員

27ページの下の図です。情報の共有というのはいちばん大事なことだと思いますが、そこに載っている屋外放送と宅内放送とアナウンスは情報の共有とどういふ関係があるのですか。これは手段であって、情報の共有というのをこんなことで表されたら困るのです。どういふ関係で入れてあるのですか。

○委員長

イメージ図としてこんな感じかなということに入れていただいたと思うのですが。

○委員

情報の共有というのはいちばん大事なものです。

○委員長

何となくビジュアルなものがほしいということで実行委員会としてはこれを入れ

たのだと思うのですが、代わりにこんな絵があったらいいとか、あるいはこんなところはなまじ絵があると誤解を招くから絵はないほうがいいとお考えですか。

○委員

例えば広報誌の「広報あいこうか」とか「市議会だより」とか、そういうものがないと思います。いろいろな情報がそこには掲載されていますから。

○委員長

わかりました。では、この部分の挿絵についてはもう一度実行委員会で検討して、屋外放送は役に立たないというご発言もあったので、屋外放送ではないイラストに変える方向で議論したいと思います。

○委員

これは私の理解のためですけれど、18ページの4番の「条例の位置づけ」、ここは「仕組みや活動の基本となるものです」となっていますが、「基本的な考え方」は「この条例の趣旨、精神を最大限尊重する」という表現になっています。この解釈の仕方ですが、整合性まで求めるのかどうか、そののちを聞きたいのです。

○委員長

「条例の位置づけ」の解釈ですが、ここは皆さんで議論をしてこの形にしました。いろいろなご意見があったなかで、完全にすべての条例との間で整合性を求めていくのは難しい部分もあるのです。国の法律に基づいてつくられている条例の言葉遣いと、今つくろうとしているこの条例の言葉遣いとでは完全には整合できないところもある。そういう意味では、自治基本条例ができた暁には、全部それを直さなければいけないといわれると困るといふところもあって、「最高規範」という言い方はしていないわけです。ただし、甲賀市にとっては基本となる条例であることから、整合性を完璧に取るのは無理があるけれども、尊重して行ってほしいという、そのへんがうまく表現しづらいところもあって、「すべての仕組みや活動の基本となるものです」という表現に落ち着いた経緯があらうかと思います。

○委員

私もそういう理解をしているのですけれど、こういう抽象的な表現でしたら、例えば膨大な条例があるときに、整合性を第二に置くのであれば、そんな煩わしいことはやめようじゃないかということで、既存の条例は整合性が取れなくてもそのままにしておくという形になっていくわけです。だから「最低限尊重する」という言葉を「整合性を求めるものではない」と解釈するのだったら、そういうふうになっていくわけですから、あまり重みがないという解釈もできないことがないわけです。それで確認

したかっただけです。

○委員長

そこはこれまでさんざんご議論があったところで、どうしようもない部分もあったということでご理解いただきたいと思います。

今のご発言はスライドの確認というよりは、どちらかという解釈そのものの確認でしたが、ほかに、「市民の声を聴く会」についてご意見がなければ、次に進みたいと思いますが。

○委員

「市民の声を聴く会」の手法については、自治振興会をつくるときのタウンミーティングと一緒にすけれども、形式的にはそういう形で全戸配付をして皆さんに呼びかけたということになるのですが、名はそれでいいとして実がついてくるかどうかという問題で、本当に誰が来るのですかという話なのです。

自治振興会をつくる時も、私たちのところは区長さんを通じて組長さんにも具体的にお願いしました。今回も当然、一般的にはそうして広く周知はしますけれど、形のうえで周知をしたということでも満足するのだったらそれでいいですが、実効的な部分を得るためには、やはり区長会と自治振興会と各種団体、この3つの団体にはそれぞれ旧町で共通してお願いをしないと来ていただけないと思うのです。3つの団体に所属しておられない方は、全戸配付で来ていただくということはできると思うのですが、やはり来ていただかないと意味がないので、実際に来ていただくためには、区長さんや組長さんや役員さんにどういう形をお願いするかということをお協議してもらわないといけないと思います。

自治振興会には委員さんがおられると思うので、役員さんだけ来てもらうようにするのか、委員さんにも来てもらうようにするのか、各種団体については最低限三役さんだけでも来てもらいたいというのか、どの団体とどの団体に個別にお願いするのかとか、そういう部分までやっておかないと来ていただけないと思うのです。

そのためには、具体的にお願いするときに、いつ開催するのかという日程がわかっていないと、あとからまた連絡しますでは嫌がられるのです。各種団体に浸透させようと思うと、事前に日程がわかっていて、それぞれの組織を通じてお願いをするという、この部分がいちばん大事だと思いますので、そこを実行委員会でご検討いただければと思います。

○委員長

あらゆる手段といいますか、さまざまなチャンネルからできるだけ多くの方にご参集いただきたいと思います。

○委員

11月に予定されている、区長連合会、自治振興会、近隣の水口区長会、そういうところへ地域コミュニティ推進室さんから自治基本条例骨子素案をお伝えしていただきます。あと、甲南町にある「あいこうか市民活動ボランティアセンター」にも、ここはテーマ型の団体さんを取りまとめているので、そちらにもお声かけをさせていただこうと思っています。

○委員長

スケジュールがわかっていないと告知がしにくいということがあると思いますので、地域コミュニティ推進室と各地域市民センターでスケジュールを調整いただいているところだと思います。実行委員会のなかでも、日程がわからないと宣伝しづらいという話は再三出ていましたので、日程が決まり次第、皆さんにもお知らせがいくと思いますし、それを踏まえて、それぞれ皆さんの関係の方々に皆さんのほうから来てくださいと積極的に働きかけていただければと思います。事務局、日程はもう決まっているのでしょうか。

○事務局

決まっております日程だけ申しあげますと、来週の11月5日に甲賀市区長連合会が開催されますので、そちらで甲賀市自治基本条例の骨子素案についての説明をさせていただきます。区長連合会は各町から3名ずつ代表の皆さんがお集りになりますので、15名の方にここで説明をさせていただきます。そのあと、11月13日の夜に水口福祉センターで、各自治振興会から2名来ていただくという形で26自治振興会の52名の方を対象として説明をさせていただく予定をしております。また、水口区長会理事会という11名の方を対象とした会議がございますので、そちらにも要請がございましたので自治基本条例骨子素案について説明をさせていただこうと思っています。以上です。

○委員長

今日の1時半から地区ごとに日程についてご相談いただいたグループもあるかと思いますが、これは当然相手もある話ですので、皆さんの原案としては、この日でどうだというのを決めていただいたところもあるかもしれませんが、またそれを市民センターさんと調整いただいて、確定したら皆さんのところにご連絡がいく、こういう形になるだろうと思います。

○委員

「市民の声を聴く会」をするのに委員さんがそれぞれ分担して担当が決まっていますから、勝手に日を決められても委員の皆さんの都合が悪ければ会を進行できなくな

ります。何を優先するかというと、皆さんのスケジュールを優先して決めていただかないと、この日に決まったといわれても、その日は私も都合が悪い、私も都合が悪いということで、このメンバーで誰も出る人がいなくなって、誰が進行していくのですかという話になるので、基本的には委員の皆さんが決めていただいた日程案をたたき台にして、最終的に調整していただくというふうに思っていたのですが。

○委員長

皆さんのほうで、この日が望ましいというのを出していただくのはもちろんいいと思いますが、ただ、会場の都合もあろうかと思しますので、最終的には地域市民センターで調整いただいて、その日にやりましようとなるのか、申し訳ないけれど日を変えられないだろうかという相談がくるのか、それはまたあとの調整になるということです。

○事務局

地域市民センターは各学区を中心にしておりますので、そちらの者と地域の自治振興会の代表の方や区長さんとの日程調整が必要になってくると思しますので、まず週明けの区長連合会で区長さんにそのことをお知らせさせていただきながらと思っていましたので、そこまで今日皆さんに決めてほしいということはお願ひしていなかった部分もございまして、大変申し訳ございません。

○委員

あくまでも「市民の声を聴く会」は委員さんが主催するので、区長会とか自治振興会の日程を聞いてもらって、この日がいいといわれても、私たちのほうは都合が悪いと、この調整はどうするのですか。私たちの都合を区長会なり自治振興会に合わせてもらわないとしようがないのです。区長会や自治振興会の日程に合わせろといわれたら、これだけ多くの皆さんが5回も各町で開かないといけないのに、この日は出られるけれど、この日は出られないとか、いろいろな問題が出てくると思うのです。会場の都合はしようがないですけど、そのへんはどうですか。

○事務局

自治基本条例の骨子素案が自治振興会と区長連合会に説明されていないなかで先走るのはいかがでしょうかというような話もございましたので、区長連合会にまずお話をさせていただいてから、各センター長から区長さんにお声かけいただく流れを想定しておりました。時を同じくして自治振興会にもこのお話をしておかなければならないので、日程を詰めさせていただいて、それが11月13日になったということです。

すぐに日程を決めていただいて入っていただくのが理想だと思います。そういう点で、事務局としてそのへんの日程調整が遅れたことは大変申し訳ないと思っております。

す。

○委員

もう日を決めて提案したらどうですか。

○委員

いや、それはできない。まず区長連合会、自治振興会それぞれと日程調整をしないと、こちらが決めても、肝心の区長さんとか役員さんの日程とダブったらできないわけです。区長会や自治振興会は人集めの関係で重要です。

○委員

普通は市がやるような「市民の声を聴く会」をわれわれ市民が主催して、それも担当する人を5人も6人も集めて何回も開催するというのはたぶん初めてだと思うのです。初めてなので、みんなが揃うときにどうするかという部分から考えると、卵が先か、鶏が先かで、ものの視線が上とか下とか、そういうことを申しあげているのではないのです。

例えばこの自治基本条例を設けるか設けないかということを経るのだったら、先に日程が決まっていると、それは僭越じゃないかという話になると思うのですが、自治基本条例の中身を皆さんにお諮りをしてご検討いただくという日程を先にお示しをして、どうしても都合が悪ければ、その時点で変えなければならない部分も出てくると思うのです。しかし、区長さんにしろ自治振興会さんにしろ、日程もわかっていないのに、それが都合がいいとか悪いとかいわれても困ると。自治振興会というのは団体といっても個人の集まりですので、それぞれ都合の悪い人が出てくるのに決まっています。ある程度こちらから原案を提示させていただいて、この日程でどうでしょうかという形を申しあげているので、決してわれわれの案を優先してやらなければならないとか、そういう意味で申しあげているのではないので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○委員長

「市民の声を聴く会」はあくまでもわれわれ策定委員会が主催者ですから、われわれの日程が合わないとな誰も行けなかったら意味がないじゃないか。これもそうです。でも一方で、誰も聞いてくれる人がいないところに行ってもしょうがない。これもそうです。だから今それぞれの地区担当としてグループに分かれていただいています。皆さんが説明に行くのに、この日だったら全員は無理でもある程度人数が揃って説明に行けるから、この日はどうだという候補日をいくつかあげていただいて、それをもって各センターのほうで区長さんや自治振興会さんと調整いただいて、この日だったらできる、この日はちょっと無理そう、ということを調整いただいて、11月中旬

からできるようにと。そういう意味では、地域コミュニティ推進室、あるいは各地域の市民センターさんにそのあたりは汗をかいていただかないといけないのですが、できるだけ委員の皆さんも参加できて、地域の皆さんにも参加いただけるような形で日程調整を早急に進めていただくということで、事務局、よろしいですか。

○事務局

承知しました。

○委員長

「市民の声を聴く会」についてはいろいろとご意見をいただきましたが、以上でよろしいでしょうか。

— 同意 —

■ 4 今後のスケジュール

○委員長

それでは、次第の4番の「今後のスケジュール」です。すでに先ほどだいぶお話がありました。11月5日に区長連合会、11月13日に自治振興会、各2名ずつお集まりいただく会合もあるということがあって、そのあと今の予定では、日程調整がうまくいけば11月半ばから12月いっぱいの方に皆さんで「市民の声を聴く会」をやっていただくということです。なお、そのあと全体でお集りいただくのは、第19回が1月26日月曜日、場所はここで、時間もこの時間です。そのあと第20回は2月18日水曜日、同じくサントピアで2時からです。先ほど申しあげましたように、多岐にわたる意見が出た場合には1月26日では処理しきれませんので、その際には19回と20回の間作業委員会を開いていただく必要が出てくるかもしれません。

第20回の会議で最終的に、われわれとしてはこういう形で市長さんに骨子として提案しましょうというのを固めていただいて、3月20日頃に市長さんに提言書を提出すると。提言書の提出に関して申しますと、仰々しい審議会の場合は審議会の座長さん一人だけが市長にお渡しして終わりというものもあるでしょうけれど、せっかく皆さんでつくってきたものでありますので、よその市でもよくそういうのをやるのですけれど、できるだけ全員揃って市長さんのところに馳せ参じて、提言書を提出したあと、その場で皆さん一人ずつこれまでの感想なり、この条例に向けての思いなりを市長さんにお伝えいただいて、また市長さんからも皆さんに対してお言葉をいただいおしまいにしたいと思っていますので、まだ市長さんの日程がはっきり固まっていないそうですが、3月の半ばあたりにはそういった形で提言書をお出しするというので、そこを一応目標にして、残り5カ月ぐらいがんばってまいりたいということになります。

スケジュールを私から説明しましたが、事務局から補足はありますか。

○事務局

特にございません。

○委員長

スケジュールについて何かご質問はありますか。

○委員

今日、事務局から説明された口述書はいつごろいただけるのでしょうか。できるだけ早くいただいて目を通しておきたいのでお願いします。

○委員長

今日、事務局が読んでいただいたものについては、今日の段階のものはすぐにお配りできると思いますが、先ほどの話で若干直さないといけないところもありますので、そこを直して早急に皆さんのお手元に届くようにしていただきたいと思います。

「市民の声を聴く会」実行委員会の方は、いろいろと相談しないといけないことも出てきましたので、このあと残っていただけますか。できるだけすみやかに資料を皆さんにお渡しして、ちゃんと練習をしたうえで「市民の声を聴く会」を開催できるようにしていきたいと思います。

ほかにご発言はよろしいでしょうか。

— 特に発言なし —

■ 5 閉会

○委員長

今日も残念ながら時間どおりに終わらず、少し超過してしまいましたが、最後に締め言葉を副委員長からいただきたいと思います。

○副委員長

大変お疲れ様でございました。前回あれほど長かった時間からいけば非常にスムーズにものごとが運んだのではないかと思います。ただ、ここまでやってくるのは大変だったなという思いが、皆さんに共通してあるのではないかと思います。

1回目に初めて皆さんが顔を合わせたときから今日までの経緯を思えば、よくここまでの活字ができたなという思いがいたします。それは皆さん方が熱心に議論を交わしていただいた、その成果の一つの現れではないかと思います。汗をかけばかくほど、この条文は市民の皆さんに浸透していくという思いをいたしております。汗をかくと

いうのは議論を交わすという意味だと私は思っています。これから甲賀市の市民の皆さんに等しく議論をいただいて、より充実した条例になればありがたいと思っております。

これからの作業は神経戦に入ってくると思います。自分が意見を言うのは言いやすいですが、他人の意見を聞くというのは神経を使います。これから各学区ごとに意見を聞いていかなければなりません。自分たちのことを批判されているような思いで聞くことも多々あると思います。つくった本人が市民の皆さんに意見を聞くわけですから、名前こそ出ませんが、われわれに跳ね返ってくる部分で意見を聞くという作業になります。しかし、そこがこれからの甲賀市にとって大事な作業であるという思いをいたしておりますので、くれぐれもよろしくお願いを申し上げます。

言葉は足りませんが、今回までのお礼と、これからの「市民の声を聴く会」への誠心誠意のご対応をお願い申し上げまして、本日の会の終わりの言葉に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。